

# 水質検査結果のお知らせ

区域にいる上里を水源地とする水道水、もう一つは本区域が水源地の水道水です。どちらも湧き水で、そのままでも水質基準の項目をクリアしています。

活潑・恩根・最上地区を水源地としている相生地区を給水区域としている相生が水源地の水道水です。どちらも湧き水で、そのままで定期的に水質検査を行っているとおりお知らせします。

今回、この計画に基づき毎月検査している項目の結果について下記のとおりお知らせします。

この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で」行うかなどを表したものが水質検査計画です。

津別市の水は52項目の厳しい水質基準をクリアしています

## 安全でおいしい津別の水道水



安心して飲める水道水

(流行)によるものです。

ボトルウォーターの消費が年々伸びています。

おいしい水」というトレンド

は湧水で厳しい水質基準をクリアして

おり、ミネラル分もボトルウォーターとそんな色ない、

タード当たり2100円と、220円入り2100円のボトルウォーターです。

軟水の「ナチュラルミネラルウォーター」といっており、ミネラル分もボトルウォーターとそんな色ない、

タード当たり2100円と、220円入り2100円のボトルウォーターです。

津別町の水道水

は、水道法によって厳しい水質基準が定められ、水源地

の原水から各家庭の蛇口に至

るまで定期的に水質検査を行

い、水質管理に万全を期して

います。

私たちが、毎日飲用として使っている水道水。この水道

水は、水道法によつて厳しい

規制を定められています。

## 津別町水道水の水質検査結果

項目	水道法で定められた基準値	津別町の上水道	本岐・相生の簡易水道	説明
一般細菌	100/mℓ以下	0/mℓ	0/mℓ	水の一般的清浄度を示す指標。平常時は水道水中には極めて少ないが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	大腸菌及び大腸菌と性状の似た細菌の総称。人、動物の腸管内や土壤に存在。検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.5mg/l以下	0.23mg/l	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出される。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがある。
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管が原因で検出されることがある。高濃度に含まれると赤水・異臭味(カナガ)や、洗濯物などを着色する原因となる。
塩化物イオン	200mg/l以下	2.4mg/l	3.3mg/l	地質や海水の浸透、下水・家庭排水・工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となる。
有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.5mg/l	有機物などによる汚れの度合いを示し、土壤に起因するほか、し尿・下水・工場排水などの混入によって増加する。水道水中に多いと渋みがする。
pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.4	0から14の数値で表され、pH値7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の味は、地質または海水・工場排水・化学薬品などの混入及び藻類等生物の繁殖に伴うほか、水道水では、使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の臭気は、藻類等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うほか、水道水では、残留塩素や使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
色度	5度以下	1度以下	1度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえる。
濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえる。
残留塩素	0.1mg/l程度以上	0.3mg/l	0.4mg/l	水道法では、水道水の衛生を確保するために塩素消毒を行うことが定められている。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいう。

※測定した水は、平成27年9月16日に上里・相生の水道水(蛇口)から採取したもので

# 「丸玉産業森づくり基金」の運用状況

愛林のまちの緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、ふるさとつべつの森林資源の造成と保全や未立木地対策を図るために、平成20年度から丸玉産業株式会社よりいたいでいる寄附を原資として「丸玉産業森づくり基金」を設置しています。現在、町単独補助制度として取り組んでいる「愛林のまち緑資源を守る事業」の財源の一部として運用し、造林、保育、野ねずみの駆除、林地流動化事業等について取り組みを行ってきました。

《過去3年間の実績について、以下のとおり掲載します》

事業種	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	面積 (ha)	補助金額 (千円)	面積 (ha)	補助金額 (千円)	面積 (ha)	補助金額 (千円)
造林事業	108.98	4,748	96.34	1,767	82.28	5,908
	下刈	350.44	4,065	283.31	2,693	262.91
	除伐	74.89	813	123.35	1,868	89.38
間伐	0	0	2.47	62	0	0
野鼠駆除	789.39	789	885.18	885	746.72	746
林地流動化	0	0	30.69	307	17.22	172
合計	1,323.70	10,415	1,421.34	7,582	1,198.51	10,669
基金充当額 (千円)	3,415		1,982		2,869	

## 「愛林のまち緑資源を守る事業」助成内容

### 1. 造林事業

町内の標準造林事業費の97%を上限として補助する金額とし、実行経費が標準事業費を下回った場合はその額とする。

※地ごしらえ(伐採跡地の整地)、苗木の植え付け

### 2. 下刈 (1回刈) 全刈~8,000円/ha・(2回刈) 全刈~24,000円/ha

※植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業

### 3. つる切り・除伐 ~18,000円/ha

※育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木や、つるを刈り払う作業

### 4. 初回間伐 ~25,000円/ha

※育成の対象となる樹種の混み具合に応じて、一部の樹木を伐採する作業

### 5. 野鼠駆除 ~1,000円/ha

※植栽木の野ねずみによる食害を防ぐための薬剤散布

### 6. 林地流動化対策事業

造林を目的に山林を購入し、造林を行ったものに対し、林地流動化助成金として10,000円/haを上限に標準地価相当額を交付する。

